

静岡海区漁業調整委員会指示第5-9号

幼稚仔保育場として造成された沼津市地先の下記区域内の水産動植物の保護培養を図るため、その採捕について漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

その関係図面は、水産資源課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

静岡海区漁業調整委員会 会長 鈴木 精

1 水産動植物採捕の禁止

下表の左欄に示す区域内では、右欄に示す期間、すべての水産動植物の採捕を禁止する。

指 示 区 域		採捕禁止期間	
採捕禁止区域	基点等の位置		
A 区 域	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第1号 沼津市西浦久料別磯10番地の4地先	1月1日から 12月31日まで
		基点第2号 沼津市西浦足保字片瀬353番地地先の大石	
イ 基点第1号から真方位27度122メートルの点			
ロ 基点第1号から真方位27度521メートルの点			
B 区 域	基点第1号、イ、ホ、基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	ハ 基点第2号から真方位20度45分590メートルの点	6月1日から 12月31日まで
		ニ 基点第2号から真方位32度15分362メートルの点	
		ホ 基点第2号から真方位32度15分78メートルの点	

2 指示の適用除外

次に掲げる場合は、この指示は適用しない。

- (1) 静岡県漁業調整規則（令和2年静岡県規則第61号）第47条の規定により知事の許可を受けた者が当該許可に基づいて行う場合
- (2) 試験研究その他の公益上必要とされる場合について、静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合

3 承認証の交付

委員会は、上記2(2)における採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとする。

4 条件

- (1) 承認証の携帯
承認を受けた者は、水産動植物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。
- (2) 承認の取消
委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

(3) 譲渡又は販売の禁止

承認を受けた者は、採捕した水産動植物を譲渡又は販売してはならない。

(4) 採捕報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により、採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければならない。

(5) その他の条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に条件を付することができる。

5 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、別記「水産動植物採捕承認事務取扱要領」による。

6 指示の有効期間

令和6年1月1日から令和7年12月31日まで